

令和4年12月定例会 常任委員会

企画環境委員会

(1) [知事提出議案](#)：可 決…6件

(12月15日(木) 企画調整部)

吉田英策委員

吉田英策委員

議案第65～67号について聞く。議案第65号は国家公務員宿舎からの立ち退きと使用料等の支払いを求める内容、議案第66、67号も未払い使用料等の支払いを求める内容であるが、当該相手方とどのような交渉をしてきたのが大事だと思っている。2017年に家賃の支払いが終了、その後2年間はセーフティーネット契約により県が家賃を支払っていたものの、2019年からは当該契約も終了し約3年近く請求を続けている。この間、相手方に対する交渉はどのように行ってきたのか、回数等も把握しているのであれば聞く。3年間であるため相当数の交渉を重ねてきたと思うが、その辺りはどうか。

生活拠点課長

今回議案として提出している相手方への対応に係る質疑だと思うが、国家公務員宿舎の未退去者については、平成29年3月の応急仮設住宅供与終了から5年6か月にわたって、生活再建のための安定した住まいの確保に向けて公営住宅の募集案内の提供や戸別訪問、相談会等を何度も実施してきた。加えて、文書や電話、メール等により呼びかけを行い、話し合いによる解決を目指して丁寧に対応してきた。また、既に退去済みで使用料等を支払っていない世帯については、文書や戸別訪問等で納付を求め、直接会えた場合に一括納付が困難等の話があれば分割による納付を認めるなど丁寧に対応してきた。

なお、委員指摘の回数等について、今回議案として提出している7世帯分の合計を述べる。訪問、面談、電話、手紙等により延べ370回の連絡を試みているが、応答があったのは71回だった。

吉田英策委員

当該相手方の中に、本人の病気や精神疾患、家族の病気等の特別な事情を抱えてなかなか交渉にも応じられず退去もできない者はいるのか。

生活拠点課長

今回の7世帯に、特別に考慮すべき事情等はない。未退去者については生活再建に向けた新たな住まいへの転居に支障はないとの認識であり、未納者についても納付する資力が十分にあると考えている。

吉田英策委員

国家公務員宿舎にやむを得ず入居したのは原発事故が起因となっているため、そうした相手方に対する県の対応は不十分であり、冷たい対応だと言わざるを得ない。原発事故による被害の受け止め方は個々の差や様々な状況があるわけで、一般的な退去を拒む事例とは違うとの立場に立った相手方への対応が必要だと思う。通常の貸借契約とは違うとの認識で当該相手方への370回の連絡や71回の応答に対応しているのか、その辺りはどうか。

生活拠点課長

相談や様々な連絡手段により対応しているが、そのような中で相手方の事情を聞ける場合にはきちんと聞き、対応できるものは対応している。それを踏まえ、今回の相手方は退去に当たって特別な事情や支障もなく納付する資力も十分にあ

ると考えているため、特に問題ないと思っている。避難状態を解消して新たな生活の場を確保し、生活再建してもらうことが大事だと思っているため、そうなるよう県も一生懸命対応しているところである。

吉田英策委員

今年9月に人権状況調査で県内を訪問した国連人権理事会の特別報告者は、国の避難命令により避難を余儀なくされた強制避難者とそうでない避難者、いわゆる自主避難者は国際法の下では全て避難民と定義され、同じく人権が保障されるべきと述べている。国連の人権憲章などでは、このような自主的な避難者の人権は十分尊重されるべきであると述べているため、こうした主張を取り入れて、憲法の下でも自主的な避難者であっても強制避難者であっても住まいは人権であるとの立場は本当に必要だと思っている。住まいは人権であり、そして原発事故という特別な事情による避難であるとの認識を県の担当者がきちんと持つ必要があると思うため、その点で再度答弁願う。

生活拠点課長

国連の特別報告者の来県時には私も対応したのでそのような部分は承知しているが、最終的な調査報告は来年6月にあると聞いているため、現段階では当該部分について特に述べることはない。双葉町、大熊町はまだ応急仮設住宅の供与が継続しているが、それ以外の避難地域区域内外に係る支援は特に区別せず行っている。現在は、住宅移転のサポートや困り事相談などソフト面における支援について同じように実施している。そのような中で新たな住居の確保と生活再建がなされるよう、県は引き続きサポートしていきたい。

吉田英策委員

一人一人に寄り添う対応が本当に必要だと思うため、そうした対応を求めたい。

次に、国家公務員宿舎入居のセーフティーネット契約について聞く。今回提出された調停の申立てに係る議案において、国家公務員宿舎のセーフティーネット未契約者は含まれているのか。

生活拠点課長

未契約者は含まれていない。今回は全相手方が県とセーフティーネット契約を締結している。

吉田英策委員

セーフティーネット契約を締結していない避難者は何世帯いるのか。

生活拠点課長

契約未締結は5世帯であった。

吉田英策委員

その5世帯への対応は、今どのような状況なのか。

生活拠点課長

当該5世帯については、既に議決を得て法的な措置を取っているところである。

吉田英策委員

係争中であり、結論はまだ出てないのか。

生活拠点課長

5世帯のうち現在係争中であるのは2世帯で、残り3世帯のうち1世帯は自主的に退去しており、2世帯は訴訟の中で和解が成立している。

吉田英策委員

こうした、避難者をより一層苦しめるような訴えの提起や調停の申立てはすべきでないと思っている。

次に、議案第67号について聞く。借り上げ住宅の未納分について、県はどのように関わっているのか。

生活拠点課長

避難先である日立市から応急仮設住宅として民間の借り上げ住宅の提供を受けていたが、供与終了後も退去してもらえなかったために発生した賃料相当損害金について、債権譲渡により本県が引き受けて対応しているものである。

吉田英策委員

避難先の自治体から債権譲渡を引き受けて本県が請求している事例は、ほかにもあるのか。

生活拠点課長

他の都道府県等において民間の借り上げ住宅の未納分が発生している同様の事例は4件あり、いずれも債権譲渡により本県が引き受けている。

吉田英策委員

その4件は県が今後相手方に請求し、応じなければ調停という進み具合になるのか。

生活拠点課長

納付してもらえよう粘り強く丁寧に交渉していきたい。

吉田英策委員

民事調停の申立てや訴えの提起を行う以前に、相手方との交渉を重視する立場に立ってもらいたい。

また、以前入手した資料では、他県の居住で未退去になっているのが東京都で18世帯、神奈川県及び山梨県で各1世帯の計20世帯とのことだったが、これ以外にあるか。

生活拠点課長

県で把握しているのは委員が述べた20世帯である。

吉田英策委員

こうした避難者の生活状況等は県で十分把握しているのか。

生活拠点課長

供与主体が他の都県であるため、世帯数の報告は受けているが詳細までは把握していない。

吉田英策委員

詳細を把握していないとのことだが、やはり福島県人であるとの立場で詳細を把握し、そうした避難者一人一人に寄り添う対応が必要ではないか。

生活拠点課長

詳細までは把握していないが、過去には供与主体である都県から要請があれば合同で訪問活動等も行っているため、引き続きそのような形で関わっていきたい。

吉田英策委員

当該議案に係る質疑はこれで終わるが、こうした原発事故由来による特別な状況を抱えた避難者に対して、県が住宅の明渡しややむを得ず未納、滞納になっている家賃の請求を行い二重三重に追い詰めて苦しめることは正しくない。最後の1人まで相手方に寄り添う親身な対応が必要だと思う。

引き続き別の内容について質疑する。1つは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還について、企画4ページには6億円弱返還との記載があるが、理由を聞く。たしか当該交付金は各県の裁量で自由に使える交付金と認識しているため、返還するよりはもっと深刻な事態になっている新型コロナウイルス感染症対応への充当が求められるのではないと思うが、この辺りについて説明願う。

復興・総合計画課長

委員指摘の点については、先ほど説明したとおり新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和2年度交付決定分について、繰越しとなっていた事業が完了し交付額が確定したことで実績額と概算受領額の差額が生じたため、今回6億2,521万2千円を国庫に返還するものである。自由に使える交付金と委員は述べたが、当該交付金は年度ごとに国から交付限度額が示されており、計画申請後に交付決定を受ける流れになっている。事業が完了せず未執行の部分があれば繰り越すこともあるが、事業単位で残った額は国に返すことになっており、この仕組みの部分は従来の国庫補助金の取扱いと同様である。

なお、今回の返還のうち9割方の大部分を占めているのは、商工労働部所管の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る協力金事業である。特に、当該事業は協力要請推進枠のため他事業との融通ができない仕組みとなっており、受領超過分を返還するとしたのが今回の内容である。

吉田英策委員

県の裁量で使える枠は満額充当した事業もあるが、当該事業においては枠自体が決まっており、余った分は返還するということか。商工労働部所管の事業が主との説明があったが、県民のために、新型コロナウイルス対応のために100%使い切るわけにはいかなかったのか。

復興・総合計画課長

令和2年度における時短要請に応じた飲食店に対する協力金の支払いで、今回の返還は3年1～2月の協力金に係る支払い額が最も大きく占めている。飲食店等の事業者に遅滞なく協力金を交付するために国から概算払いを受けたものの、実際に執行した結果受領超過が発生した。

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症により、事業者が本当に大変な思いをしている。このコロナ禍で飲食店経営者も売上げの減少等により本当に疲弊したと思うが、当該交付金は申請した計画以外認められず、その時々で県の裁量による追加支出はできないのか。

復興・総合計画課長

委員指摘のとおり、協力要請推進枠については他事業との融通ができない仕組みとなっている。

吉田英策委員

次に、企画8ページのふくしま移住支援金給付事業について聞く。当該事業は今回4,650万円の増額補正となっているが、増額理由及び当該事業をどのように進めてきたのか聞く。

地域振興課長

当該移住支援金事業は内閣府が令和元年度から実施しており、東京都内もしくは1都3県の東京圏に過去10年間のうち通算して5年以上住んでいた者が地方移住時に要件を満たした場合に給付する。単身世帯が上限60万円、2人以上世帯が上限100万円との制度設計になっている。市町村が給付決定を行い、それに対して国と県がそれぞれ補助を行う。当該事業では当初、年間57件の交付を見込んでいたが、その後8月までの実績に伸びが見られたことから、75件分を増額した年間132件の交付見込みによる補正予算を計上した。

吉田英策委員

比較するものかどうかと思うが、企画11ページの避難地域への移住促進事業では12億2千万円が減額計上されている。当該事業の内容及び12億2千万円減額した理由を聞く。

避難地域復興課長

委員指摘の事業は、避難地域への移住者に対して移住支援金及び起業支援金を支給する事業だが、減額理由は年間所要見込みによるものである。移住支援金は当初600件を見込んでいたが、今年11月末現在の申請数は183件であった。今年度分の締切りである1月末までに最大300件程度と見込んだため、その差額分を減額するものである。また、起業支援金は移住者が起業する場合に支援金を交付する制度で、当初120件を見込んでいた。しかし、既に募集を締め切った今年度の交付が5件と確定したことから、その部分について年間所要見込みにより減額した。

吉田英策委員

当初の見込みと比較すると移住支援金が600件に対して183件、起業支援金は120件に対して5件とあまりにも少ないと思うが、その理由を聞く。

避難地域復興課長

予算の仕組み的な部分であるが、避難地域への移住については令和3年度から本格的に取り組んでおり、財源に福島再

生加速化交付金を充当している関係で、復興庁の予算と連動した仕組みとなっている。そのため、3年度の秋頃に4年度予算を編成するものの、その編成は当然3年度の実績が全く見込めない段階で実施することから、事業の期待値により予算を計上した。なお、3年度の実績は移住支援金が62件、起業支援金が5件であった。今年度については、先ほど述べたように現時点で移住支援金は183件の申請がある。現在も申請は受付中だが、年間300件と今年度は昨年度よりも大幅な増額を見込んでおり、避難地域への移住の取組はある程度順調に進んでいるとの認識である。

吉田英策委員

避難地域への移住促進事業とのことだが、要するに元の居住者ではなく県外居住者が避難地域に移住や起業するもので、それに比べて避難者が帰還するための事業があまりにも少ないのではないか。避難者が本当に安心して帰還できるための事業が必要であると述べておく。

宮下雅志委員

原子力損害対策について聞く。先ほど風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事からは「今月2日に県の政府要望や県原子力損害対策協議会の緊急要望活動を行い、本県の被害の実態を十分に反映し、適切に中間指針を見直すよう、強く求めてまいりました」との説明があった。鈴木副知事が会津若松市長や中島村長等と一緒に、裁判の結果を受けて賠償が増額になる分を要請したとのことだが、報道等では県南地域と会津地域について上乗せは難しい、ないだろうとの観測になっていた。会津若松市長と中島村長から、県民を分断することなく、風評等も含めた精神的損害を会津地域や県南地域も同様に受けているとの話が出たと思うが、その辺りについて県はどのような姿勢で要望活動を行ってきたのか聞く。

原子力損害対策課長

委員指摘のとおり、今月2日に県原子力損害対策協議会において国に対する緊急要望を行った。現在、国の原子力損害賠償紛争審査会が中間指針の見直しを検討していることを踏まえ、適切に見直すよう要望したものである。委員指摘の県南地域及び会津地域を含む地域は、中間指針上で自主的避難等対象区域外となっているが、現在原子力損害賠償紛争審査会において区域の拡大は行わない見通しであると聞いている。それを踏まえ今月2日の要望において、精神的被害は全県に及んでいるとして全県を対象とするよう要望してきたところである。

宮下雅志委員

まさに今課長が述べたとおり、事故後の状況を考えれば精神的損害は相当大きなダメージを会津地域や県南地域を含めた県民が受けているため、その辺りを今後も県としてしっかり伝えるよう願う。

原子力損害賠償紛争審査会が会津地域と県南地域は対象外との結論を出した場合、新聞等で会津や県南以外の住民は一律幾らかずつ上乗せになると具体的な金額が提示され、しかし会津と県南はゼロ、対象外と報道されるとなると、住民からの相当大きな反発が予想される。現時点でも、少しずつだが私宛になぜ会津は対象外なのかとの話が入ってきている。会津地域、県南地域の人間も福島県民として原発事故の被害を受けてきたと感じているため、ぜひその辺りをもう一度強く主張してもらいたい。県が途中で、原子力損害賠償紛争審査会が無理と言うからもう無理となっていくと、当該地域住民の県に対する不信感につながっていくこともあるため、ぜひその辺りの意識をしっかりと示していくよう願うが、どうか。

原子力損害対策課長

中間指針の見直しについては、来週20日の原子力損害賠償紛争審査会において議論されることから、まずは議論の状況を注視していきたい。また、委員指摘の点について、指針における見直しが仮になされなかったとしても、県としては引き続き被害の実態に見合った賠償が適切になされるよう粘り強く求めていきたい。

宮下雅志委員

ぜひその姿勢で取り組むよう願う。震災直後は財源もある程度豊富だったことから、賠償ではなく支援金との形で4万円の給付があったが、今回は予算的な余裕もないため恐らく県独自の対応もできないかと思う。ぜひその辺りを考慮した上で今後も粘り強く交渉してもらいたいと思うため、よろしく願う。

次に、SDGsの位置づけについて聞く。総合計画の中にSDGsの視点がしっかりと位置づけられたことは非常に高く評価しており、今定例会の本会議でも総合計画の認知度向上のために比較的認知度の高いSDGsを切り口として活用し県民に総合計画をアピールしていく旨の答弁があった。

総合計画を見ると、SDGsにおける17のゴールがそれぞれ県の施策に盛り込んであるようだ。SDGsは国際的な目標で、17のゴール以外に169のターゲットが具体的に示されている。総合計画内に位置づけられた内容として、ある程度それぞれの目的や目標ごとに本県としてどのようなことを取り組んでいくかが盛り込んである。このSDGsという国際的な目標を地球全体から見ると、ジグソーパズルのピースのような形で確実に本県が担ったり占めたりする部分が存在しており、各現場が達成に向かってしっかり努力していくことが国際目標の全体的な達成につながっていくのではないかと感じている。つまり、県として関係する施策を引っ張ってきて目標に当てはめたのではなく、例えば169のターゲットにおける貧困、教育水準、人種や性別の差別等の項目を見たときに、本県はどのような位置づけや現状にありSDGs上の課題は何かとの検証が、当然必要になってくると思う。総合計画に盛り込まれたSDGsの視点はどのような位置づけとして掲げられたのか、その辺りについて議論の過程も含めて聞く。

復興・総合計画課長

総合計画の策定に当たっては様々な議論や検討を行ったが、委員指摘のとおり本県の将来の姿を目指す中での県づくりとSDGsの考え方の方向性が一致することがはっきりした。そのため、県づくりとSDGsをつなげて重ね合わせる議論を行いながら計画に盛り込んでいった過程がある。委員が述べた国際的な目標に合わせて当てはめていったとの部分であるが、県だけでは県づくりも進まずSDGsの目標達成もできないと考えている。そこで、ふくしまSDGs推進プラットフォームを立ち上げて産学官、NPO法人、マスコミ、労働団体などの様々な団体が集結し、各団体が得意とする分野のSDGs推進に向けた取組を通じて本県としてのSDGs推進を図っていきたいと考えている。総合計画におけるSDGsの視点は方向性として一致して存在するが、具体的な取組は当該プラットフォームを活用して今後様々に取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

県民と共に実現していくことが非常に重要な視点だと思う。ただし、その中で具体的に当該プラットフォームを活用してどこに向かっていくのかとの議論になったとき、やはり私は169の各ターゲットにおける本県の現状の位置づけをしっかりと認識していく必要があると思う。

例えば、「2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる」とのターゲットについて、日本の定義による貧困状態が本県ではどのような現状にあるのか、これをまずはしっかり認識していく必要があるのではないかと。その上で、例えば当該プラットフォーム等を活用して現状の位置づけを把握し、改善方向に持っていきよう努めながら明確に方法を決めていくとの形で、具体的に1個ずつ潰していく姿勢が必要だと思う。農業関係にしても、「2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる」とのターゲットがあるが、農業そのものをしっかり振興し将来の食糧不足に対応していくとの内容だと思う。このような具体的なターゲットについて、県としてある程度の現状分析を行い、その課題を認識していくことが必要になっていくのではないかと。その辺りは企画調整部が主体となり全庁的な目標を設定した上で、それぞれの関連テーマについて各部局が現状把握等を含めた作業を行っていく必要があると思うが、どうか。

復興・総合計画課長

前回定例会の常任委員会でも説明したが、総合計画に掲げた目指す将来の姿の実現のためにSDGsを活用しているものの、SDGs達成のために総合計画を策定しているわけではない。総合計画の目的は、まず県づくりであると考えている。なお、総合計画において多数の指標を設けている。SDGsを主に考えるかどうかの面はあるが、SDGsに十分貢

献し同じ方向性の指標であると考えている。県が指標を分析してしっかり成果が出るよう取り組むことが、必ずSDGsの推進につながると強く思っており、その観点に加え、先ほど述べたふくしまSDGs推進プラットフォームを活用しながら取り組んでいきたい。

宮下雅志委員

姿勢は理解したが、国際的に合意された目標をもう1つの判断基準として位置づけてもらいたいと思うため、その辺りも改めて検討願う。

伊藤達也委員

福島国際研究教育機構の人材育成について聞く。人材育成機能について、基本構想には連携大学院制度の活用や高等専門学校との連携等が記載されている。以前、福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議が出した国際教育研究拠点に関する最終取りまとめには、「将来的に大学・大学院を設置する構想については、今後の検討課題とする」との記載があるが、基本構想には「人材育成の取組は、今後、関係機関との連携や役割分担、人材の育成や確保に関するニーズ等の状況を踏まえて、さらに検討・具体化を図るものとする」と記載されている。県としてどのような人材をどのような方法で育てていくのか、しっかり考えていかなければいけないと思っているが、新たな大学や大学院設置、そして人材育成の方法について、何か見解があれば聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島国際研究教育機構の人材育成については委員指摘のとおり、現状は連携大学院制度の活用や、大学に限らず、企業等も含めてクロスアポイントメント制度等を活用しながら連携していくことになっている。また、大学に限らず小中高生を対象とした地域の未来を担う若者世代等の人材育成を進めていく旨の方針が、当該機構の基本構想や今年8月に取りまとめられた新産業創出等研究開発基本計画において言及されている。F-R-E-I（福島国際研究教育機構）はまだ立ち上がっておらず、来年4月の仮事務所設置から始まっていくため、徐々にではあるが研究者もしっかり集めて人材育成に対応していく形になると思う。仮事務所がしばらく続くが、復興庁の設置期限内に当該機構の本施設自体が設置され、そこからさらに本格化する流れになると推察する。当該機構による人材育成について、現時点では研究者を育成するための人材育成が中心に行われるであろうことから、そのような部分は仮事務所の間であっても、県としては、現場を持っている立場として、教育庁等を通じてF-R-E-Iと共に小中高校や大学としっかり連携しながら人材育成に取り組んでいく形になっていくと思う。

伊藤達也委員

今課長が述べたように、地元人材をどうするかが大事である。F-R-E-Iは時間をかけながら設置が始まっていくが、福島イノベーション・コースト構想はすでに動いており、開発企業等はどんどん県内に進出している。そのような企業が何が問題か私が聞くと必ず返ってくるのは、本県の補助を受けて開発に着手しているが、補助金をもらっている以上は本県に貢献したい、そのためには本県の子供たちを雇用したいとの思いである。その思いがすごく強い経営者が多いと実感している。であれば、彼らが欲しい人材をどう輩出していくか。それは商工労働部所管の内容だと思うが、例えば開発企業の関係者が述べたいのは、研究者等の行動人材や企業はどんどん集まってくるが、研究内容の製品化時に製造できる人材はいるのかどうかである。そのような場合に備え、高度なものづくり人材をしっかり育てていくことが大事であるので、商工労働部ともしっかり連携してもらいたい。例えば現在、テクノアカデミーではReal Skyプロジェクトによる飛行機の製造が、ハイテクプラザでは様々な技術指導や研修が行われている。今後策定する中期計画には高等専門学校や連携大学院制度だけでなく、そのような部分もしっかり検討してこのような人材を育てたいとの内容を盛り込むべきだと思うが、その辺りについて考えがあれば聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘のとおりであり、人材育成に関してはイノベーションをつくり出すような人材育成自体に大変意味があると思っている。また、浜通りの雇用の現状も鑑みると、担い手不足の面からも人を育てて確保していくことは非常に重要だと

思っている。委員が述べたとおり、来年4月のF-R-E-I立ち上げに向けて令和5年度以降7年後を見通した中期目標の設定や中期目標達成のための具体的な手法を定めた中期計画の策定が予定されているが、中期目標を設定した各主務大臣の指示を受けて機構が中期計画を策定する流れになってくる。その両方において人材育成の面は委員指摘のとおり重要であるため、県としてもしっかりと落とし込んでいきたいと考えている。

伊藤達也委員

東京都には東京都立産業技術大学院大学が存在するなど、各自治体で様々な知恵を絞りながら人材育成に取り組んでいる。例えば本県の場合はイノベがあるので、技能認定等の部分までしっかり仕組みを考えていくと人も集まってくるのではないかと。そのように本県で育てつつ、技能認定を取得したほうが就職しやすくなるなどの試みも重要かと思う。様々な分野の工業会等様々な団体と連携しながら本県の事例を県が主導して整備できれば、ものづくりの世界の中心地になってくるのではないかと。また情報交換させてもらいたいのでよろしく願う。提案である。

吉田英策委員

私も福島国際研究教育機構について聞く。初代理事長予定者の山崎光悦氏が新聞報道のインタビューに答えており気になったが、当該機構の研究テーマは「ロボット」、「農林水産業」、「エネルギー」、「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」、「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の5分野あるようだ。私は当初、原発事故が発生した本県では廃炉の問題が大きなテーマになると思っていたが、当該機構において廃炉はどのように位置づけていくのか。その辺りの考え方を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘の点について、委員が述べた内容と重複していたら恐縮だが、今年8月に取りまとめられた新産業創出等研究開発基本計画においてF-R-E-Iの取組内容に係る方針が記載されている。その中に5分野が掲げられ、ロボット技術の開発についても明確に位置づけられているが、これは当然廃炉にもつながってくると考えている。このロボット技術は、廃炉に限らず、また本県に限らず全国への裨益を目指して、防災や災害対策の観点からもしっかり取り組んでいくとの形になっている。

吉田英策委員

福島国際研究教育機構が地元の企業や雇用に大きく貢献することが大事だと思うが、その点についてはどのように考えているか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

まさに最も重要な論点だと思っている。当該機構は研究を主軸とし研究成果の産業化が役割となっているため、その部分は当然国にしっかりと取り組んでもらう必要があるが、県としても、県や（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構が有する地元や県内企業等とのネットワークがあるため、しっかりとF-R-E-Iの研究開発と結びつけることにより産業集積を図っていくことが重要であると思っている。

吉田英策委員

午前の議案審議において、避難地域への移住促進事業が12億2千万円減額計上されており、120件見込んでいた企業支援金の実績が5件だったとの内容を聞くと、壮大な計画の中で果たして雇用や企業進出など地元の産業や暮らしで予定していたことが満足に進むのかどうか不安になる。企業や雇用、暮らしに対して、どのような見通しを持っているのか聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

F-R-E-Iの立地をきっかけに産業化や雇用面も含めて増やしていくことは、非常に重要だと思っている。県は福島イノベーション・コースト構想の中核的な推進機関である（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構と共に当該構想に取り組んできたが、その部分については地元企業や県内企業とのコネクションを持っているので、F-R-E-Iが取り組もうとしている研究開発や、そこから生み出す産業化の部分をしっかり結びつけることで産業集積を図り、さらに雇用創出を図っていききたいと考えている。

吉田英策委員

避難地域ということで企業の進出がなかなか進まないことを心配する。企業進出の推進も計画に盛り込んでいくと思うが、進まない現状は歴然とあるわけで、そうした状況の中で壮大な無駄遣いにならないか心配している。地域の暮らしや雇用に十分力を尽くしてもらいたい。

また、福島イノベーション・コースト構想の下に存在する福島ロボットテストフィールドでは様々な企業が様々な実験を行っていると思うが、その頻度が気になる。新聞報道で防衛省関係の研究が入っている記事を見たが、当初企画調整部が福島イノベーション・コースト構想の立ち上げに携わった際は、地元の雇用や平和な産業等が目的だったと思う。そのような軍事的な研究に使用するのには本末転倒になりかねないのではないか。平和的な産業に限定することが必要だと思っている。

次に、水素ステーションについて聞く。水素の活用ということで、浪江町に定置式の水素ステーションが設置された。今後浪江町も住民が帰還して産業が増えることになると思うが、水素ステーションの設置による採算について県はどのように考えているか。

エネルギー課長

浪江町の水素ステーションに限らず全国に設置されている水素ステーションにおいて、独立採算という意味では現状まだ厳しい部分があるのが実態である。現在全国に約160か所の水素ステーションがあるが、自動車メーカーや金融機関等が合同で出資している日本水素ステーションネットワーク合同会社が各事業者と合同で設置、運営している。そのような合同会社の支援も受けつつ、各事業者が水素ステーションを運営する仕組みになっている。

吉田英策委員

全国で160か所とのことで、県内でも水素ステーションは活用されているが、水素の活用はグリーン水素が基本であると常々考えている。これほどの水素ステーションを設置してトラックなど地域の移動販売等で活用する計画があると聞くが、その場合、浪江町の施設で製造する自然エネルギー由来の水素だけではまだまだ不十分で、化石燃料から製造せざるを得なくなるのではないかと。水素自体はクリーンなエネルギーであるが、その水素製造のために二酸化炭素や化石燃料を用いたのでは本末転倒になりかねない。現状、県内でも自然エネルギーなど再生可能エネルギー由来の電力が系統接続からストップされる事例が発生している。国の政策には本来、化石燃料や原子力由来のエネルギーよりも再生可能エネルギーを優先させることが求められると思うが、現時点で水素推進には製造技術が不足しているのではないかと。その点で、グリーン水素の活用を県の基本にすべきだと思うが、どうか。

エネルギー課長

現状、水素には供給量やコスト面で課題があるが、グリーン水素となるとなおさらかと思う。しかし、国のエネルギー基本計画において水素は今後の重要なエネルギー源と位置づけられている。

現在、国内外の様々な企業が実証や研究開発、調達方法についての検討を進めており、そうした技術開発の進展によって今後はカーボンニュートラルの実現に向けた有力な選択肢になるのではないかと推察する。加えて、現在国では水素やアンモニアと、LNGや石炭など既存の燃料との価格差の補填に向けた検討も進められており、そのような検討が進むことによってグリーン水素の比率増、ひいては水素アンモニア全体の導入促進にもつながるのではないかと考えている。

(12月16日(金) 生活環境部)

吉田英策委員

議案について幾つか質疑するが、まずは生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業について聞く。現金で支払わないキャッシュレス決済とのことだが、事業者がバス1台に必要な設備を導入するにはどの程度の経費がかかるのか。また、キャッシュレス決済導入の補助は1台当たり幾らなのか。補助率も含めてその辺りを詳しく聞く。

生活交通課長

委員指摘の生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業は、新型コロナウイルスや原油価格・物価高騰の影響により経営状況が悪化している生活路線バス事業者に対して、キャッシュレス決済サービスに係る導入経費の一部を補助するものである。補助率は新規で導入する事業者は3分の2、更新する事業者は3分の1である。事業者数は県内7事業者、台数は約860台を想定している。また、1台当たりの経費だが、読み取りの機械やシステム開発等諸々を合算すると大体200～300万円かかる。

吉田英策委員

物価高騰対策の一環であり新規導入で3分の2、更新で3分の1補助することだが、それ以外には要するに事業者が負担するのか。キャッシュレス決済の利便性等によりバス事業者にとっても利益があるのだろうが、物価高騰によりなかなか大変な中でバス事業者の負担は結構大きいのではないか。その点についてはどのように判断したのか。

生活交通課長

委員指摘の点について、県の補助率は新規導入が3分の2、更新が3分の1であるが、このほかにも事業者が活用できるインバウンド補助金という国の補助制度があるため、事業者において当該補助の申請を国にしてもらうこととしている。加えて今回の補正では、路線バス事業者に対する緊急支援金に係る予算も計上している。バス事業者も原油価格・物価高騰の影響を強く受けているため、6月補正に引き続き今回も計上した追加の支援金によりバス事業者に対する経営支援を行っていききたい。

吉田英策委員

国の補助制度や県のこれまでの様々な補助により、バス事業者のキャッシュレス決済機械導入時にはあまり負担にならないであろうと考えているのか。

生活交通課長

多少は事業者負担が出るが、県としても今回追加の支援金と合わせて可能な限り最大限の支援を行っていききたいと考えている。

吉田英策委員

今、地方路線バスは本当に赤字で経営も大変な状況である。そのようなバス事業者への支援を十分に行うよう願う。次に、省エネ家電の補助事業について、どのような家電に対して補助を行うのか詳しく聞く。

環境共生課長

委員指摘の福島県省エネ家電購入応援事業は、電気料金の値上がりが続く家計への大きな負担となっていることから、省エネ家電への買い換えを促し電気代の削減による生活者への支援を行うとともに、電力消費量の削減による二酸化炭素の排出削減を推進する事業である。具体的には、国が省エネ性能に応じたランクづけを行っている家電のうち消費電力量の大きいエアコン、冷蔵庫、ヒートポンプ式給湯器のエコキュート、照明器具の4品目を選定し、その中でもさらに省エネ性能が高い製品を購入した場合に電子ポイント等により還元する事業である。

なお、還元ポイントは製品の容量等によって定額としている。3～4人家族が使用する容量400L前後の冷蔵庫を例とすると、この大きさで省エネ性能の高い製品は家電量販店等で16万円程度の価格だが、購入した場合は価格の約2割に相当する3万円分のポイントを還元する予定である。また、県内に本社や本店がある中小企業の店舗で購入した場合は、ポイントを2倍とする予定である。

吉田英策委員

基本的には電気代の省エネということか。周知がなかなか徹底されていないこともあると思うが、今の説明を聞いてエコキュートとはどのような製品なのか気になった。電気ですぐ沸かす製品だけが対象なのか。ガスを使うエコキュート製品も存在するようだが、当該製品は対象にならないのか。そのような問い合わせを受けたので聞くが、どうか。

環境共生課長

当該事業でポイント還元の対象としている給湯器は、委員指摘のとおり夜間電力を活用し外気の熱を利用しながら発電

して熱を生み出すエコキュートに限定しているが、委員が述べた石油給湯器はエコキュートの1.5倍、ガス給湯器は2.5倍の光熱費がかかる。県としてはエコキュートの利用促進を図っていくことにより光熱費の削減、さらには二酸化炭素の排出削減にもつながるため、その意味でエコキュートに限定した支援としている。

吉田英策委員

石油やガスは含まれないと理解した。そしてポイント還元は、基本的に上限がないのか。先ほど400Lの冷蔵庫16万円に対して2割の3万円ポイント還元の説明があったが、それは3万円分のポイント還元があるのか。それとも高額の商品によっては、例えば20万円の製品であればもっと高いポイントが還元されるのか。ポイント還元の仕組みがどのようになっているのか聞く。

環境共生課長

先ほど16万円の2割程度で3万円分のポイント還元と述べたが基本的に定額としており、冷蔵庫は容量に応じて3万円、4万円などと定額で設定している。なお、エアコンは製品の能力に応じて定額とする予定である。

吉田英策委員

機種や製品によって還元ポイントが変わってくると理解した。今、物価高騰が大変な中で、このような消費者に還元する施策は本当に喜ばれると思う。今定例会で議決された暁には大量に宣伝されるかもしれないが、やはり周知徹底を十分に行うよう願う。

また、対象はエアコン、冷蔵庫、エコキュート、照明器具の4品だが、範囲を広げる予定はないのか。

環境共生課長

冒頭で述べたとおり、今回支援の対象としている4品目は家庭における消費電力量が非常に大きい家電であり、これらの買い換えによって家計の負担軽減や二酸化炭素の排出削減に大きな効果があると判断して選定しているため、今のところ範囲を広げる考えはない。

伊藤達也委員

先ほど質疑があった、生活路線バスキャッシュレス決済導入支援事業について聞く。見込んでいる7事業者及び860台のバスは全て手が挙がっているのか。また当該事業の実施によって、県内全ての路線バスにはキャッシュレス決済で乗車できるようになるのか。

生活交通課長

現在県内には74のバス事業者がいるが、今回の補助事業を実際に活用するかどうかは事業者の判断になるかと思う。なるべく手厚い支援制度を設けたので、県としてはぜひ活用してもらいたいと考えている。

伊藤達也委員

昨日バスに乗車したとき、途中で降車する若者が投入口に千円札を入れようとしたものの入らず3回程戻ってきていた。運転士いわくこの機械は古いとのことだったが、別の千円札を入れようとしても戻り、もう1回試してやっと投入された光景を見たので、キャッシュレス決済はどんどん進めていかなければいけないと思う。ただ、県内の路線バスが共通の同じICカードで乗車できるのか、皆どのような方法で乗車しているのか。私はいつも現金払いで乗車しているが、乗った瞬間10円が不足して焦ることもある。現在の県内のシステムについて聞く。

生活交通課長

現在県内のバス路線事業者でキャッシュレス決済に近い形を取っているのは、福島交通のNORUCAである。ただし、このNORUCAは福島交通独自のシステムであるため、買物などの2次利用ができない。今回のキャッシュレス決済導入支援においては、Suica等のいわゆる交通系ICカード決済、加えて事業者によってはVisaタッチ等のクレジットカード決済、Line PayやPay Pay等のQRコード決済などを想定している。なお、どのシステムを導入するかは事業者の判断になるが、いずれにせよ委員が述べた小銭を大量に持ち歩く必要はなくなり、運転士の負担軽減にもつながると思っている。県としては手厚い支援によるキャッシュレス決済の導入を促していきたい。

伊藤達也委員

利便性がよく、乗車後に複数種類のＩＣカードから該当するカードを探すことにはならないよう、全国相互利用可能なＳｕｉｃａカード含めスマートフォンでも使用できる方法等の検討を進めるようよろしく願う。提案である。

吉田英策委員

先ほど部長から地震の災害廃棄物の処理について説明があったが、令和３年２月に発生した本県沖の地震に係る進捗率は９月末時点で62.7%、今年３月に発生した地震に係る進捗率は９月末時点では5.5%で、あまりにも処理が遅いのではないか。なぜこの進捗率なのか、その辺りを聞く。

一般廃棄物課長

委員指摘の点だが、特に今年３月に発生した地震での災害廃棄物について、いわゆる片づけごみや家財等の破損物は既に95%程度の処理が完了している。しかし、損壊家屋の解体は受付をして実際の現場を確認する手続きを経た後に解体着手という手順を踏むため、どうしても時間を要する。それに加え解体工事自体にも時間を要することから、９月末現在で5.5%の進捗率となっている。なお、昨年２月の地震と比較すると、同時期の件数としてはより進んでいる状況である。例えば説明会開催や廃棄物関係の団体の協力を得て委託により実施する方法を紹介するなど、県としては市町村の事務が少しでも円滑に進むよう支援を行っているところである。

吉田英策委員

家屋解体には審査を経て全壊、半壊等を決定し、全壊扱いの場合は事業者に依頼して解体する流れになるかと思う。昨年２月の地震よりは進んでいるとの説明であったが、5.5%では進んでいないような印象を受ける。進まない大きな要因をどのように考えているか。

一般廃棄物課長

昨年２月の地震もそうだが本県は災害が続いたため、全壊のほか半壊以上の建物についても特例的に公費解体の対象となっている。今年３月の地震では前回よりも件数が多くなっていることに加え、あくまで推計値だが前回の地震では23万tの廃棄物の発生見込みに対して、今年３月の地震では市町村からの速報で約33万tと約10万t上回る量が発生しており、廃棄物の発生量自体が前回の地震よりも多い状況となっている。その中で、市町村も昨年、今年と地震を経験していることから、円滑な事務処理によって少しでも解体が進むよう対応している結果、昨年比で同時期の解体が進んでいる状況となっている。

県としては、例えば審査に対する事務处理的な部分での市町村支援や説明会の開催、災害発生時の対応に係る研修会の開催など、少しでも処理が円滑に進むよう今後も様々な支援を行っていきたい。

吉田英策委員

令和３年２月発生地震に係る進捗率は９月末時点で62.7%、今年３月発生地震に係る進捗率は９月末時点では5.5%とのことだが、全ての処理が完了する見通しを聞く。また、先ほど県が職員研修の支援を行っているとの説明があったが、県として今後どのような支援が求められているのか、その辺りの見通しも聞く。

一般廃棄物課長

まずは処理の見通しだが、今年３月の地震については、国による各市町村における処理費用の査定がほぼ終了した程度の段階である。あくまで家屋解体物の重量等は推計値のため、今後解体に着手し実際に発生した廃棄物を測定して処理の完了状況を確認する。昨年２月の地震については、おおむね今年度中に解体まで終了するのではないかと見込んでいる。今年３月の地震についてはまだ見通しが立たないが、昨年２月の地震と同様の処理であれば来年度末までと推察するものの、発生量も多いことから完了時期の見通しはまだ立たないと見ている。

次に今後の支援だが、まず災害発生直後の初動対応が最も重要であることから、災害ごみに係る仮置場の速やかな設置により廃棄物を分別して仮置場に置いてもらうことで処理も円滑に進むことになるので、初動対応等に係る研修実施など市町村がより迅速に対応できるよう支援を行っていきたい。

紺野長人委員

部長説明で触れていたPCB廃棄物について聞く。来月末までに処分が完了する見込みとの記載があるが、この高濃度PCB廃棄物8台のことなのか、それとも県内全てのPCB廃棄物のことなのか。さらに、もしこれで全てではないとすると、把握している分で県内にはどの程度のPCB廃棄物が残っているのか。事業者にとって結構な負担になるため、その辺りの支援の仕組み等の有無も聞く。

産業廃棄物課長

県が行政代執行により処分等の措置を行うこととした高濃度PCB廃棄物8台については、来年1月末までに処分が完了する見込みである。県内のほかのPCB廃棄物についても、処分業者と今年度内の契約締結に向け保管業者を指導しているところである。

また、民間業者に対する処分費用の支援制度について、行政代執行において処理基金からの支援があるが、民間業者に対しても同様の支援がある。高濃度PCB廃棄物の収集運搬、処分だが、基金を財源として中小企業には70%、個人には95%の補助制度があり、負担感は軽くなるものと思う。

吉田英策委員

2点質問する。

1点目はJR東日本の鉄道維持について、考えも含めて聞く。JR東日本が磐越東線や磐越西線などの赤字路線を公表したが、その中で県は県民の足の確保との立場から、地方路線の最悪廃止は絶対にさせてはならないことを国やJR東日本に求めていくことが必要だと思っている。JR東日本の路線維持に関して、県は今後どのように取り組んでいく考えなのか。

生活交通課長

委員指摘の点について、鉄道は通勤、通学、通院、買物など地域住民の日常生活を支え、また交流人口の拡大にも資する重要な社会基盤であると県も考えている。国やJR東日本に対しては、特定区間の輸送人員や収支のみに着目するのではなく、路線全体のネットワークの在り方や利活用促進、沿線地域の活性化策について地域住民や沿線自治体と共に議論を重ねるよう求めていきたい。

具体的に個別路線を述べると、水郡線については沿線自治体で構成する水郡線活性化対策協議会にこれまでオブザーバーの立場だった県が正式に構成員として参画するため、今後は沿線自治体と共に利活用策について議論していきたいと考えている。また、磐越東線については現在利活用を検討する枠組みがないことから、年度内に沿線自治体と検討を行うための枠組みづくりを進めていきたいと考えている。各路線の実情を踏まえながら、沿線自治体と一緒に路線の維持や利活用促進に向けた議論を行っていきたい。

吉田英策委員

国鉄の民営化によって全国的に地方路線の廃止が本当に進んだと認識している。やはり国がきちんと財政的な支援も行った上で路線を維持することが不可欠ではないか。JR只見線にも導入された上下分離方式を取っていくことが地方路線維持のためには必要と思うが、その中で県民の負担が逆に増えることにならないよう、その辺りを国や鉄道事業者にきちんと述べるのが必須だと思う。JRは東日本、東海、西日本にしても結構な優良企業で内部留保も有しているため、応分の負担を求めるとの立場に立ってもらいたい。引き続き地方路線維持のために奮闘願うが、どうか。

生活交通課長

沿線自治体と共に今後議論を進めていくが、まずはJR東日本の現状や利用状況等について説明を受けて、県もそれを踏まえて利用者が増える方法について一緒に知恵を出して考えていきたいと思っている。

吉田英策委員

2点目は鳥インフルエンザの処分について聞く。現在鳥インフルエンザの発生を受けて鶏の殺処分が行われているが、殺処分後の鶏は地中に埋設する方法を取っているようである。埋設された鶏は今後どのように処理を行って完了となるのか。

か。

生活環境部政策監

鳥インフルエンザ関係は農林水産部所管である。野鳥の監視は生活環境部所管である。

吉田英策委員

埋設処分後の環境影響に係るモニタリング等も農林水産部所管なのか。それとも、生活環境部でモニタリングや汚染水が周囲に影響しないようなチェック等監視活動を行っているのか。

水・大気環境課長

鳥インフルエンザの防疫措置に係る埋却された家禽や使用された消毒剤による周辺環境の影響を確認するため、生活環境部において農場周辺の河川や地下水等の水質調査を継続して実施しているところである。各農場における防疫措置の開始以降、伊達市の場合は農場周辺の河川2か所と地下水5か所で、飯舘村の場合は下流側にある水路1か所と地下水3か所で継続して調査を行っている。なお、調査結果だが、これまで伊達市の事案は5回分、飯舘村の事案は3回分の結果が判明し、いずれにおいても有意な変動はなく異常は認められていない。引き続き継続して調査を行い、防疫措置に伴う周辺環境の影響を確認していきたい。

吉田英策委員

農家にとって大きな災害でもあるので農家支援に十分に努めるよう願う。そして、環境への悪影響がないよう進めてもらいたい。